

宮城県土木部との災害協定締結

東北地質調査業協会

総務委員長 大友 秀夫

東北地質調査業協会は宮城県土木部と「災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定書」を締結することになり、平成22年10月28日に宮城県庁会議室にてその調印式が執り行われました。



協定書に調印を終え、握手する橋本 潔 宮城県土木部長 (左) と早坂 功 東北地質調査業協会理事長

その協定書のコピーを掲載します。

この協定書を締結したことにより、今後、宮城県内で地震や風水害などの自然災害が発生し、宮城県が管理する建築物や道路などの構造物に被害が発生した場合には、宮城県土木部あるいはその出先機関からの要請を受けて、当協会会員会社が宮城県の職員に代わって現地に赴き、被害調査を行い、その結果を要請先に報告するという対応が必要になります。協定書には明記されておりませんが、協会会員が無償で被害調査に従事する期間は最大2日間です。東北地質調査業協会としては、災害発生時の社会貢献活動の一環として、このような災害協定を締結することを決めました。

実際に自然災害が

生じた場合には、災害発生場所に近い場所に事務所を構えている宮城県の会員会社に最初に要請が行くと予想されます。しかしながら、その会員会社自体が被害に遭い出動要請に応じられない事態も考えられます。したがって、宮城県の会員会社だけでなく宮城県以外の会員会社も含めた東北地質調査業協会の全ての会員会社が、出動要請に応える心積もりがある旨を宮城県土木部にお伝えしました。このことを何卒ご理解下さるよう、お願いいたします。

宮城県土木部との災害協定締結後、宮城県土木部および出先機関の緊急時連絡体制表が協会事務局に届けられました。また、当協会から全会員会社に問い合わせを行い、各社の総括責任者、連絡責任者、副責任者の氏名と会社内の職位、勤務時間内の連絡先電話番号とメールアドレス、勤務時間外の連絡先(携帯電話番号)といった情報を収集し、当協会の緊急時連絡体制表を作成し宮城県土木部に提出しました。

今後、自然災害が発生した場合の具体的な対応策を協会としても準備する必要があると考えております。

また、会員各社でも自然災害発生時の事業継続プランの策定とともに、災害発生時の社会貢献活動プランも策定いただき、その中で宮城県から要請があった場合の対応策についても是非検討され、それがいつでも機能できるようにご準備をお願いする次第です。



協定書調印式に出席した宮城県土木部と東北地質調査業協会関係者の記念写真

